

9. 業務及び調査研究報告

9. 1 総務企画課

総務企画課では、研究所の庶務部門として、予算の執行、財産管理、施設・設備の維持修繕、職員の研修、防火管理、安全衛生の推進等の業務を行っている。

1. 所内会議の運営

所内の重要事項に対する企画調整及び方針決定を行う機関として企画調整会議を設置しており、その事務局を担当している。この会議には、所内業務の推進と各種課題の検討を行うために、企画部会、広報部会、情報部会及びEMS部会を置いている。各部会は、担当業務を推進すると共に、課題に対して調査検討を行い企画調整会議に報告した。

企画調整会議は、毎月定例の会議12回と臨時の会議を1回開催し、各種の事業等の推進のためにその役割を果たした。

また、人権・同和問題職場研修、安全衛生委員会及び研究所周辺の環境整備を職員で行うなど所内の研修・健康管理及び快適な職場環境づくりに努めた。

2. 全国協議会

地方衛生研究所全国協議会の保健情報疫学部会員としてその重要な任務を果たした。

3. 庁舎修繕、改修

新型コロナウイルス感染症の大規模クラスター発生に対応できる検査体制を確保するため、安全実験室及び遺伝子検査室を増設し、併せて既存の安全実験室の改修を行った。

また、現庁舎は、移転新築されてから40年以上経過し、修繕や改修が必要となってきた。そのため、一覧表のとおり改修工事を行っている。

4. 広報

(1) ホームページによる情報発信

研究所の最新情報、調査研究課題などを電子媒体で提供した。

(2) 保環研だよりの発行

研究所のタイムリーな話題や情報、調査研究の状況などを分かりやすく提供するために、たより(No. 163～165号)を発行した。

(3) 島根県保健環境科学研究所報(年報)の発行

研究所の沿革、組織、決算、研修、検査、業務、調査研究など所の活動全般についての前年度実績報告書(所報2019)を発行した。

庁舎修繕改修工事一覧表

年度	改修場所 (平成21年度以前 省略)	工事費 (万円)
H22	電気設備取替工事	300
	原子力環境センター棟自動消火設備改修工事	100
23	特殊排水処理施設修繕	100
24	冷温水発生機真空対策等工事	200
	特殊排水処理施設修繕	200
25	スクラバー(3階用)オーバーホール	200
	特殊排水処理施設修繕	200
26	特殊排水処理施設修繕	100
	スクラバー(1階用、2階用)修繕	200
	非常用自家発電設備修繕	100
27	保健環境科学研究所(本館)耐震補強工事	18,700
	地下重油タンクFRPライニング修繕	200
	消火栓ポンプユニット取替修繕	200
	有害物質含有排水用貯留タンク等改修工事	100
	玄関屋根設置工事	700
28	誘導結合プラズマ質量分析装置修繕	200
	動物舎柵撤去工事	100
	5階男子便所改修工事	100
29	冷温水ポンプ更新工事	100
	南東側フェンス取替工事	100
30	電話交換設備更新工事	200
	2階事務室床改修工事	100
	側溝改修、ELVピット止水工事	100
R1	本館屋上防水外改修工事	3,500
	1階排煙設備改修工事	100
R2	4階安全実験室・遺伝子検査室増設工事	29,200

※工事費 概数(100万円未満を四捨五入)

5. 保健・医療統計

平成 29 年度から保健・医療統計に係る業務の一部が健康福祉総務課から当所に業務移管され、令和 2 年度は次の業務を実施した。

(1) 衛生行政報告例（年度報・隔年報）

厚労省は、衛生関係諸法規の施行に伴う都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の衛生行政運営のための基礎資料を得る目的で本報告を実施している。当所は、島根県版の報告作成にあたり、本庁関係各課・各保健所へ通知、集計・確認・審査を実施し、厚労省にオンライン報告をした。

なお、年度報は毎年、隔年報は 1 年毎（令和 2 年は実施年）に実施している。

【令和 2 年度対象報告数と締切】

年度報：51 表（R3.5 月末）

隔年報：12 表（R3.2 月末）

(2) 地域保健・健康増進事業報告

厚労省は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を住民主体である保健所及び市町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る目的で本報告を実施している。主な内容は、母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、職員の配置等の地域保健事業と健康教育、健康診査、歯周疾患検診、がん検診等の健康増進事業（健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2）である。

当所は、各保健所、各市町村へ報告依頼をし、各保健所・各市町村から厚労省へのオンライン報告に対して、確認・審査し、厚労省に報告した。

なお、中核市である松江市は県を通さずに、直接厚生労働省から指示を受けて調査・回答を行う。

【令和 2 年度報告数と締切】

保健所：18 表、市町村：54 表（R3.6 末締切）

(3) 患者調査

厚労省は、医療施設（病院・一般診療所・歯科診療所）を利用する患者の疾病構造等を地域別に明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的として、3 年に一度、500 床以上の全ての医療施設及び全国から層化無作為抽出により選ばれた医療施設において実施している。病院及び一般診療所は入院・退院・外来患者について、歯科診療所については外来患者について調査している。

令和 2 年は松江市を含めて、県全体で 199 の医療施設が調査対象となった（病院 47、一般診療所 125、歯科診療所 27）。調査項目は受療の状況（傷病名等）診療費等支払い方法等である。調査は紙の調査票又はオンライン調査票に医療施設が回答する方法によって行

われた。

【調査日】

令和 2 年 10 月 20 日～23 日のうち指定した 1 日、退院患者は令和 2 年 9 月 1 日～30 日

(4) 受療行動調査

厚労省は全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的に患者調査と同期の 3 年周期で、全国の一般病院を層化無作為抽出し、患者（外来・入院）を対象として、待ち時間や受診時間、自覚症状の状況や病院を選んだ理由、満足度等について調査を行っている。令和 2 年は県内で 1 箇所の医療施設が調査対象となった。

平成 29 年までは調査員を配置し、患者から調査票を回収する方法で行ってきたが、令和 2 年は新型コロナウイルス対策のため、調査員を配置せず患者自身が調査票を直接郵送回答する方法で行った。

【調査日】

令和 2 年 10 月 22 日

9. 2 調査研究の企画調整

保健、環境に係る調査研究、試験検査、研修及び情報機能の充実、強化を図り、県政の課題及び求められる行政ニーズ等に対して迅速、的確に対応していくため、所内や関係機関等との連携を密にして企画及び調整を行った。

1. 調査研究評価

(1) 評価制度

当所では、調査研究の評価における透明性、客観性、公平性を確保して、総合的で効果的な調査研究の推進を図り、調査研究成果の確認と活用までも対象とする調査研究評価制度が平成12年度に導入された。

現在、本制度は外部評価と内部評価で成り立っている。外部評価は保健環境科学研究所・原子力環境センター調査研究課題等検討委員会（以下、「外部評価委員会」という。）が実施している。本委員会は健康福祉部長を委員長、環境生活部次長を副委員長とし、行政委員として関係課長、保健所長会代表等の行政関係者、外部評価委員として保健部門2名、環境部門2名及び県民代表2名の有識者で構成される。委員会は年1回開催され、県民ニーズ及び行政ニーズを的確に踏まえた調査研究課題の評価を行っている。

一方、内部評価は、外部評価委員会に先駆けて年1回開催される調査研究課題等所内検討会（以下、「所内検討会」という。）により実施される。所内検討会には関係各課のグループリーダーがオブザーバーとして参加している。

評価は、調査研究評価実施要領及び調査研究評価実施要領細則に基づき実施しており、研究に着手する前の事前評価、研究実施1年後の中間評価（一般研究のみ）、研究終了後の事後評価、研究終了3年後の追跡評価を行う。

研究には、行政課題について行う一般研究、研究所で先行的に実施する自主研究、受託研究、助成研究及び、その他研究がある。

(2) 外部評価委員会等の開催

・外部評価委員会

令和2年8月28日（金）島根県民会館303会議室、出雲保健所（TV会議）

・所内検討会

令和2年8月4日（火）当所 会議室

(3) 令和2年度の調査研究課題

令和2年度は、新規に取り組む課題が7課題であり継続して研究している10課題を加え合計17課題となった。（表1）

表 1 令和2年度 調査研究課題 17題（新規 7題、継続 10題）

新規・継続	研究区分	研 究 課 題
新規	一般	斐伊川流域におけるリン負荷調査
		健康寿命延伸に影響を及ぼす要介護原因疾患の分析と社会的要因の考察
	自主	県内流通している魚介類の寄生虫汚染実態と病原性の解析
		呼吸器感染症ウイルスの網羅的な検出法の検討
		隠岐島における大気粉塵のモニタリングに関する研究
		水草の繁茂長の違いによる水環境への影響の把握に係る基礎研究
		廃棄物最終処分浸出水の窒素の動態に関する調査研究

新規・継続	研究区分	研 究 課 題
継続	一般	健康寿命延伸見える化に向けたデータ分析
		アオコ発生・継続に関与する環境因子の解明に関する調査
		宍道湖・中海の難分解性有機物の挙動及び起源の解明に関する調査
		宍道湖に発生する植物プランクトンの脂肪酸組成に関する基礎的研究
		島根県におけるダニ媒介感染症（日本紅斑熱、SFTS、つつが虫病、ダニ媒介脳炎）の病原体保有に関する調査
	自主	食品および抜き取りサンプルを対象としたカンピロバクター迅速遺伝子検出法に関する研究
		斐伊川流域における出水時の重金属と懸濁態リンの分析
		江津市における社会参加・交流の場の普及・活動継続要因の分析とフレイルに着目した評価指標の検討
		コリネバクテリウム・ウルセランス菌に関する研究
		光化学オキシダント及びPM2.5の生成に関連する炭化水素類等の挙動把握に関する研究

9. 3 検査等の事務の管理 (Good Laboratory Practice:以下GLPと略す)

県の食品衛生検査施設である浜田保健所（微生物学的検査）及び保健環境科学研究所（微生物学的検査）の信頼性確保部門責任者として、試験検査の信頼性が適正に確保されるよう、内部点検及び精度管理（内部・外部）を計画的に実施するとともに、より精度をレベルアップするため関係機関等との連携を密にしたGLPの推進に努めた。

1. 内部点検、精度管理の実施

(1) 内部点検（2施設）

内部点検実施要領に基づき、各検査施設における施設、機器等の管理や保守点検の実施、検査の操作や検査結果の処理、試験品及び試薬等の管理状況等を重点的に点検し、不備施設に対しては改善措置を指摘した。

1) 点検回数等

第1回：11月 第2回：2月

2) 改善措置の指摘状況（指摘施設）

検査室等の管理（0施設）

機械器具の管理（1施設）

試薬等の管理（2施設）

有毒な又は有害な物質及び

危険物の取扱（0施設）

試験品の取扱（0施設）

検査の操作等（0施設）

検査等の結果の処理（0施設）

試験品、標本、データ等の管理（0施設）

その他業務管理に必要な業務（0施設）

(2) 内部精度管理（微生物学的検査）

実施機関：保健環境科学研究所・浜田保健所

菌液作成時5回繰り返して試験（一般細菌数、大腸菌群数等）は、2施設とも概ね良好な結果であった。

通常の試験毎に行う検査（一般細菌数、大腸菌群数等）は、2施設とも概ね良好な結果であった。

陰性対照と培地対象の陰性確認は、2施設とも良好な結果であった。

(3) 外部精度管理（微生物学的検査）

財団法人食品薬品安全センターが実施する食品衛生外部精度管理調査（微生物学調査）に参加した。

参加機関：浜田保健所、保健環境科学研究所

1) 検査項目 [見立て食材]

(a) 一般細菌数測定検査 2施設

検体：ゼラチン基材[氷菓]

(b) 大腸菌群検査 2施設

検体：ハンバーグ[加熱食肉製品(包装後加熱殺菌)]

(c) E. coli 検査 2施設

検体：ハンバーグ[加熱食肉製品(加熱殺菌後包装)]

(d) 腸内細菌科菌群検査 2施設

検体：ハンバーグ[生食用食肉(内臓肉を除く牛

肉)]

(e) 黄色ブドウ球菌検査 2施設

検体：マッシュポテト[加熱食肉製品(加熱殺菌後包装)]

(f) サルモネラ属菌検査 2施設

検体：液卵[食鳥卵(殺菌液卵)]

2) 検査結果の評価（微生物学的検査）

各検査は、いずれも良好な成績であった。

2. 検査実施機関試験検査精度管理検討会の運営

「検査実施機関試験検査精度管理検討会設置要領」の規定に基づき、薬事衛生課、浜田保健所及び保健環境科学研究所の関係職員等で構成される食品収去部会を設置し、必要に応じて、協議を行うこととしている。

3. GLP組織体制

当所に関するGLP組織体制及び標準作業書、関係要領については次のとおりである。

(1) GLP組織体制

1) 検査部門

検査部門責任者：保健科学部長

検査区分責任者：細菌科長（微生物学的検査）

2) 信頼性確保部門

信頼性確保部門責任者：総務企画部長

(2) 関係要領

検査実施機関試験検査精度管理検討会設置要領

食品衛生検査等の業務管理要領

内部点検実施要領

精度管理実施要領（内部・外部）

内部精度管理マニュアル（微生物学的検査）

(3) 標準作業書等（SOP）

GLP関係文書及び標準作業書に関する文書

検査室等管理実施要領

機械器具保守管理標準作業書

試薬等管理標準作業書

検査実施標準作業書

試験品取扱標準作業書

検査の標準作業書（微生物学的検査）

培地等の調製に関する標準作業

9. 4 島根県感染症情報センター

地方感染症情報センターは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）」及び国の「感染症発生動向調査事業実施要綱」に基づき各都道府県等に設置されている。島根県では、「島根県感染症情報センター設置要領」に基づき当所に島根県感染症情報センター（以下、「感染症情報センター」という。）を設置し、「感染症法」に基づく「感染症発生動向調査事業」の的確な運用を図っている。

1. 感染症発生動向調査事業

1981年(昭和56年)から開始された「感染症サーベイランス事業」は、対象疾患数やシステムを充実・拡大しながら整備され、1999年(平成11年)4月1日からは「感染症法」に基づく「感染症発生動向調査事業」として、感染症の発生状況を把握・分析し、情報提供することにより、感染症の発生及びまん延を防止することを目的に、医師等医療関係者の協力のもと、国、都道府県及び保健所を設置する市(特別区を含む。)が主体となって全国で実施されている。

(1) 対象疾患

感染症発生動向調査対象疾患			疾患数	
全数把握	新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ 指定感染症・一類～五類感染症		90	
定点把握	五類感染症	週報	インフルエンザ(内科・小児科)	1
			小児科	10
			眼科	2
			基幹	5
			性感染症(STD)	4
	月報	基幹	3	
	疑似症		1	
計			116	

2019年(平成31年)4月1日から原因不明の重症の感染症の発生動向を早期に把握することを目的として、疑似症サーベイランスに係る定義・届出基準・様式等が変更された。

また、2020年(令和2年)2月1日から新型コロナウイルス感染症が指定感染症に追加された。

全数把握	医師の届出(患者情報・病原体情報)		
	獣医師の届出(患者情報・病原体情報)		
定点把握	指定届出医療機関	患者定点	病原体定点
	インフルエンザ定点(内科・小児科)	38	11
	小児科定点	23	6
	眼科定点	3	1
	基幹定点	8	8
	性感染症(STD)	6	—
	疑似症	9	—

(2) 実施体制

各医療機関等から保健所経由で報告・提供される患者情報、疑似症情報及び病原体情報を全国情報と併せて収集・分析し、週報及び月報として県内の医療機関・市町村・教育委員会等関係機関へFAX・Eメール等により情報提供した。また、これらの情報は、島根県感染症情報センターホームページで感染症対策に係る各種関係通知・情報等とともに一般公開し、県民等への情報還元を行った。

(3) 感染症発生動向調査委員会の開催

県内における「感染症発生動向調査事業」の的確な運用を図るため「島根県感染症発生動向調査委員会」(以下、「委員会」という。)を設置している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の発生等もあり開催できなかった。

(4) 感染症発生動向調査 NESID システムの運用

県域内のシステム管理者として、ユーザー管理及び技術支援を行った。

2. 感染症対策に係る各種情報の提供・共有

国立感染症研究所ほか公的関係機関が発行するメール等から国内外の感染症に関する情報を収集し、本庁及び保健所等関係機関に提供して共有を図っている。

また、島根県医師会が実施主体となって行っている「感染症ダイリーサーベイランス事業」と連携し、発生動向に係る情報を共有するとともに「まめネット」への情報提供を行った。

